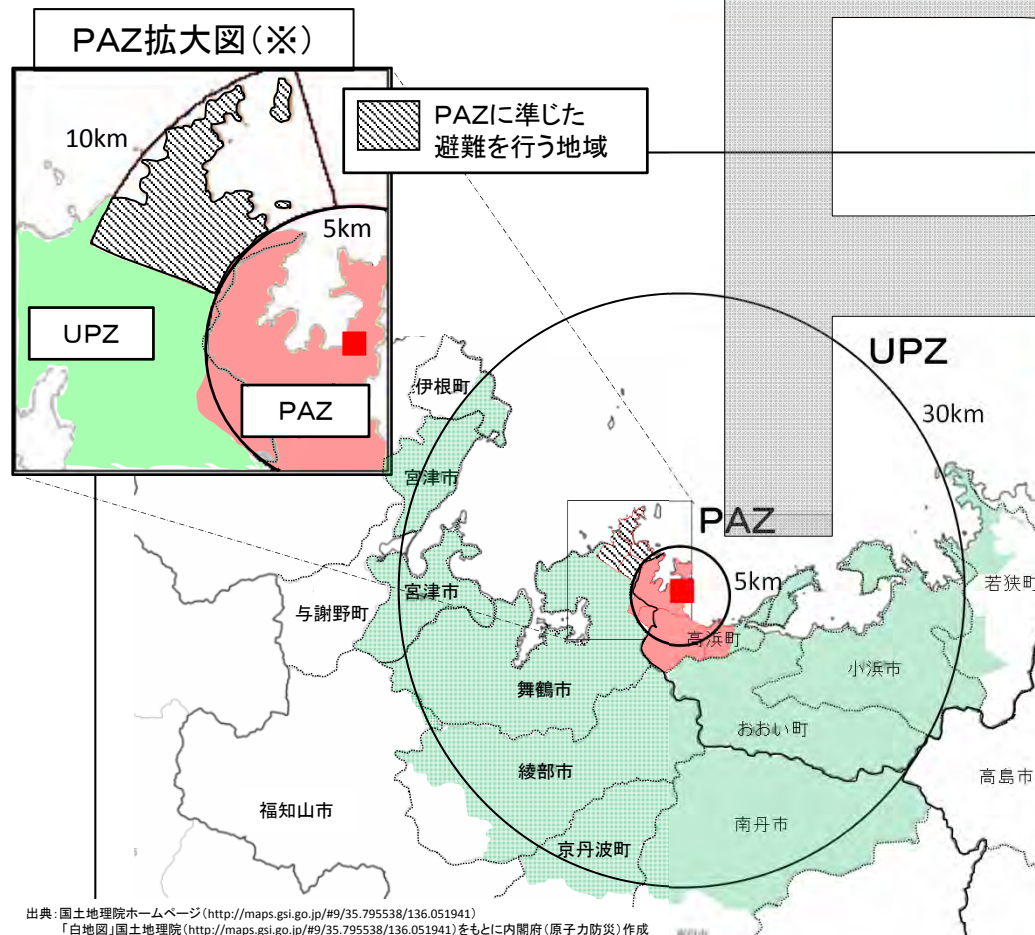


原子力災害対策重点区域の概要

- 福井県地域防災計画、京都府地域防災計画及び滋賀県地域防災計画等では、原子力災害対策指針に示されている「原子力災害対策重点区域」として、発電所より概ね5kmを目安とするPAZ内（滋賀県は該当しない）、発電所より概ね5～30kmを目安とするUPZ内の対象地区名を明らかにしている。
- 高浜地域における原子力災害対策重点区域は、PAZ内は福井県高浜町、京都府舞鶴市、UPZ内は福井県、京都府、滋賀県の7市5町にまたがる。
- 舞鶴市のUPZ内の大浦半島の一部の住民〇〇人については、避難経路がPAZ境界周辺を通ることから、PAZに準じた避難を行うこととしている。（「PAZ拡大図（※）」参照）



<概ね5km圏内>
PAZ（予防的防護措置を準備する区域）:
Precautionary Action Zone
 ⇒ 急速に進展する事故を想定し、事故が発生したら直ちに避難等を実施する区域
 1市1町（福井県：高浜町、京都府：舞鶴市）
 住民数：高浜町〇〇〇人、舞鶴市〇〇〇人（大浦半島の一部の住民を含む）

<概ね5～30km圏内>
UPZ（緊急時防護措置を準備する区域）:
Urgent Protective Action Planning Zone
 ⇒ 事故が拡大する可能性を踏まえ、避難や屋内退避等を準備する区域
 7市5町（福井県：高浜町、おおい町、小浜市、若狭町）、
 （京都府：舞鶴市、綾部市、南丹市、京丹波町、
 福知山市、宮津市、伊根町）
 （滋賀県：高島市）
 住民数：〇〇〇〇人

出典：国土地理院ホームページ (<http://maps.gsi.go.jp/#9/35.795538/136.051941>)
 「白地図」国土地理院 (<http://maps.gsi.go.jp/#9/35.795538/136.051941>) をもとに内閣府（原子力防災）作成

原子力災害対策重点区域周辺の人口分布（一般住民）

- PAZ内人口は〇〇〇人(PAZに準じた避難を行う地域を含む)、UPZ内人口は〇〇〇人、原子力災害対策重点区域内の人口は合計で〇〇〇〇人。
- 滋賀県においては、高島市^{たかしまし}の一部がUPZに含まれているが、山間部のため、対象エリアに居住する住民はいない。

関係市町名		PAZ		UPZ		合計	
		(概ね5km圏内) (PAZに準じた避難を行う地域を含む)		(概ね5～30km圏内)			
福井県	高浜町 ^{たかはまちょう}	〇〇〇人	〇〇〇世帯	〇〇〇人	〇〇〇世帯	〇〇〇人	〇〇〇世帯
	おおい町 ^{おおいちょう}			〇〇〇人	〇〇〇世帯	〇〇〇人	〇〇〇世帯
	小浜市 ^{おばまし}			〇〇〇人	〇〇〇世帯	〇〇〇人	〇〇〇世帯
	若狭町 ^{わかさちょう}			〇〇〇人	〇〇〇世帯	〇〇〇人	〇〇〇世帯
小計		〇〇〇人	〇〇〇世帯	〇〇〇人	〇〇〇世帯	〇〇〇人	〇〇〇世帯
京都府	舞鶴市 ^{まいづるし}	〇〇〇人	〇〇〇世帯	〇〇〇人	〇〇〇世帯	〇〇〇人	〇〇〇世帯
	綾部市 ^{あやべし}			〇〇〇人	〇〇〇世帯	〇〇〇人	〇〇〇世帯
	南丹市 ^{なんたんし}			〇〇〇人	〇〇〇世帯	〇〇〇人	〇〇〇世帯
	京丹波町 ^{きょうたんばちょう}			〇〇〇人	〇〇〇世帯	〇〇〇人	〇〇〇世帯
	福知山市 ^{ふくちやまし}			〇〇〇人	〇〇〇世帯	〇〇〇人	〇〇〇世帯
	宮津市 ^{みやづし}			〇〇〇人	〇〇〇世帯	〇〇〇人	〇〇〇世帯
伊根町 ^{いねちょう}			〇〇〇人	〇〇〇世帯	〇〇〇人	〇〇〇世帯	
小計		〇〇〇人	〇〇〇世帯	〇〇〇人	〇〇〇世帯	〇〇〇人	〇〇〇世帯
滋賀県	高島市 ^{たかしまし} (※)					0人	0世帯
合計		〇〇〇人	〇〇〇世帯	〇〇〇人	〇〇〇世帯	〇〇〇人	〇〇〇世帯

※ 高島市^{たかしまし}の一部地域は原子力災害対策重点区域となっているが、対象地域に住民は居住していない。

昼間流入人口（就労者等）の状況

- 平成22年度国勢調査によれば、高浜町及び舞鶴市全体での他市町村からの昼間流入人口は、約6,000人／日。
- また、平成26年度経済センサス調査データによると、関西電力関連企業を中心に〇〇〇事業所、約〇〇〇人がPAZ内にて就労。
- 就労者の多くは、自家用車又は民間企業が所有するバスを通勤手段としている。

<昼間流入・流出人口>

	他地域からの流入人口(人)	他地域への流出人口(人)	差引増△減(人)
高浜町	1,988	2,254	△266
舞鶴市	4,156	4,881	△725
合計	6,144	7,135	△991

<PAZ内の就労者数>

市町名	PAZ内対象地区	事業所数	従業員数(人)
高浜町	青郷	〇〇〇	〇〇〇
	内浦	〇〇〇	〇〇〇
	高浜※1	〇〇〇	〇〇〇
	合計	〇〇〇	〇〇〇

市町名	PAZ内対象地区※3	事業所数	従業員数(人)※4
舞鶴市※2	松尾	〇	〇〇
	田井	〇	〇〇
	成生	〇	〇〇
	野原	〇〇	〇〇
	合計	〇〇	〇〇〇

※1 高浜地区に所在する事業所のうちPAZ内の事業所分のみ計上

※2 舞鶴市の杉山地区・大山地区には事業所なし

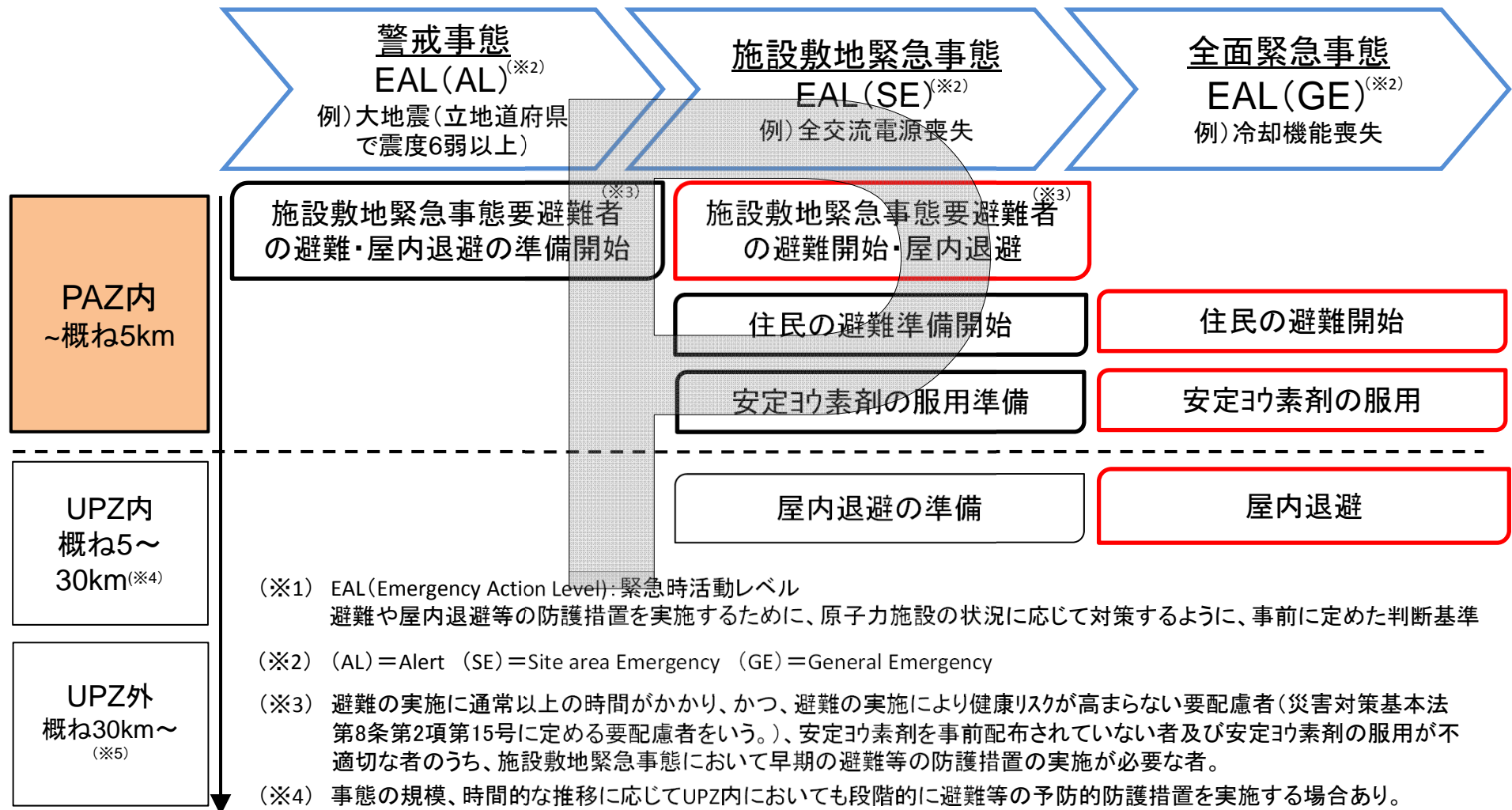
※3 PAZに準じた避難を行う地域を含む

※4 舞鶴市における事業所は、民宿や地元の水産会社が大部分のため、従業員はほとんど地元住民

3. 緊急事態対応体制

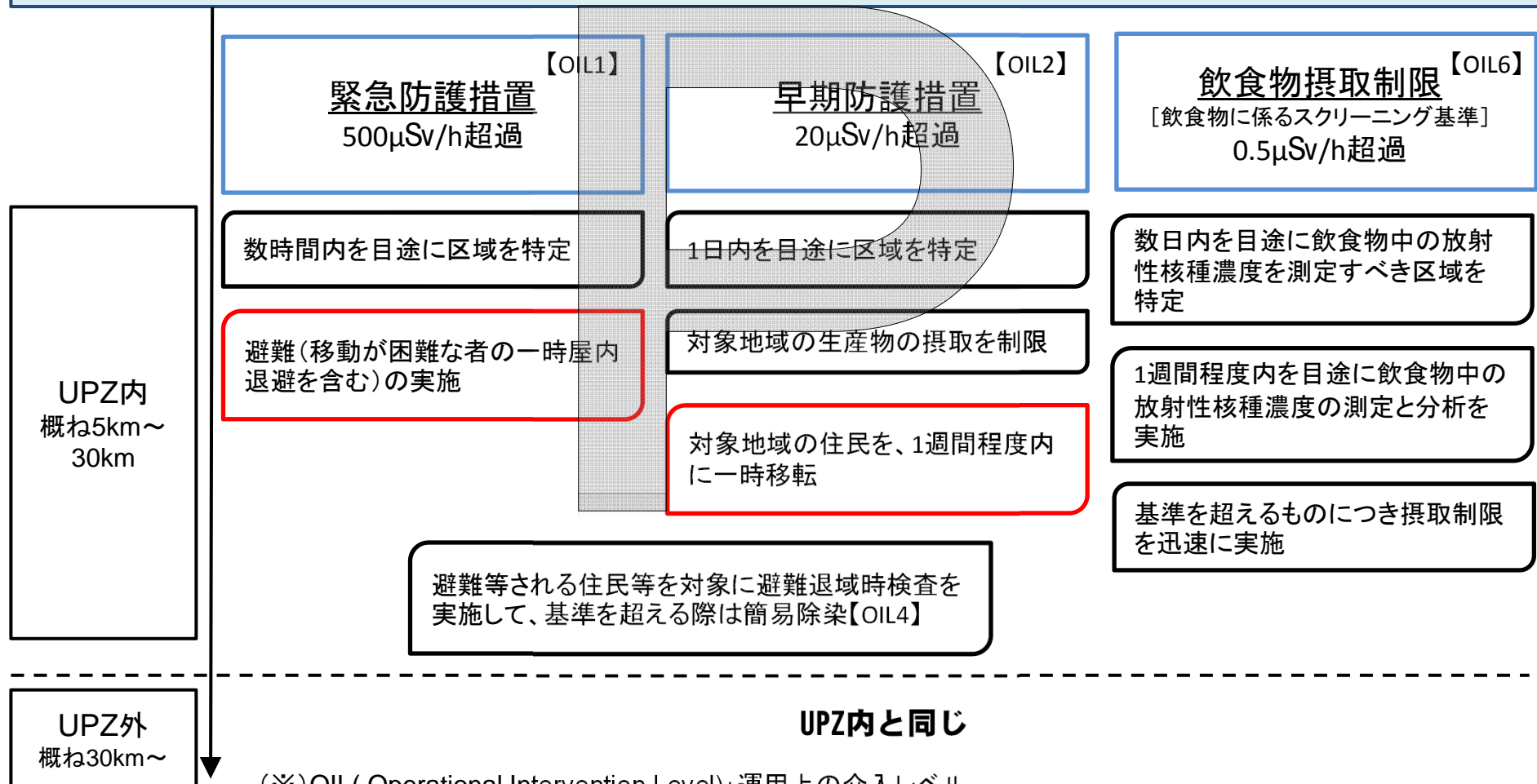
原子力災害対策指針が定める緊急時の防護措置 (緊急時活動レベル: EAL^(※1))

- 緊急事態の初期対応段階においては、放射性物質の放出前から、必要に応じた防護措置を講じることとしている。
- 具体的には、原子力施設の状況に応じて、緊急事態を3つに区分。



- (※1) EAL (Emergency Action Level): 緊急時活動レベル
避難や屋内退避等の防護措置を実施するために、原子力施設の状況に応じて対策するように、事前に定めた判断基準
- (※2) (AL) = Alert (SE) = Site area Emergency (GE) = General Emergency
- (※3) 避難の実施に通常以上の時間がかかり、かつ、避難の実施により健康リスクが高まらない要配慮者(災害対策基本法第8条第2項第15号に定める要配慮者をいう。)、安定ヨウ素剤を事前配布されていない者及び安定ヨウ素剤の服用が不適切な者のうち、施設敷地緊急事態において早期の避難等の防護措置の実施が必要な者。
- (※4) 事態の規模、時間的な推移に応じてUPZ内においても段階的に避難等の予防的防護措置を実施する場合あり。
- (※5) UPZ内と同様に、事態の進展等に応じて屋内退避を行う必要がある。このため、全面緊急事態に至った時点で、必要に応じて住民等に対して屋内退避を実施する可能性がある旨の注意喚起を行わなければならない。

- 放射性物質の放出後、高い空間放射線量率が計測された地域においては、被ばくの影響をできる限り低減する観点から、数時間から1日以内を目途に住民等について避難等の緊急防護措置を講じる。
- また、それと比較して低い空間放射線量率が計測された地域においても、無用な被ばくを回避する観点から、1週間程度内に一時移転等の早期防護措置を講じる。



(※) OIL (Operational Intervention Level): 運用上の介入レベル
放射線モニタリングなどの計測された値により、避難や一時移転等の防護措置を実施するための判断基準